

特定非営利活動法人総合型地域スポーツクラブハピスカとよさか

平等利用規程

第1条（目的）

新潟市体育施設指定管理者として、施設の管理運営にかかわるすべての従事者は、地方自治法第244条に規定する公の施設であるため、正当な理由なく市民の施設利用を拒んだり、施設利用について不当な差別的取扱いをしてはならないと規程する同法第244条第2項、第3項を遵守し、新潟市体育施設条例第22条の2及び、新潟市都市公園条例第10条の15に則り、以下の規程により利用者の平等利用を確保しなければならない。

第2条（サービスの均一化）

居住地区や知人であること等により接客・指導態度を変えることなく、同じサービスの質で対応しなければならない。

第3条（情報の提供）

自主事業などの申し込み方法をわかりやすく明示し、抽選などを行う場合は、公正に行い、結果を掲示して開示を行う。

2 一般利用者のみならず、障がい者、子ども、高齢者や外国人等の情報弱者に対する情報提供やサポート体制を充実させる。

第4条（利用の許可・調整）

適正な利用許可・利用調整・予約システムに関する体制を整備し、特定の団体や個人に対し便宜を図るなどの優遇や差別的な対応を行わない。

第5条（施設利用）

利用の規則を守らない利用者や、他者の迷惑になる利用者に対しては注意を促し、状況によっては丁重に利用をお断りする等の対処をし、利用者の安全安心に努めなければならない。

第6条（利用料の徴収）

新潟市体育施設条例及び新潟市都市公園条例に則り、適正に利用者から使用料を徴収する。

2 利用券の有効期限をきちんと確認し、不正利用等をさせない。

3 自主事業の参加費などの費用は、設定金額に応じて適正に徴収する。

附則

この規程は、平成24年 4月 1日より施行する。